

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

国においては、平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、令和元年 11 月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策が実施されている。

子どもの貧困対策を推進するには、支援を必要とする子どもたちに対して教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携して支援を行う取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

一方、文部科学省の調査によると、令和 3 年度の大学等の中途退学者・休学者における新型コロナウイルス感染症を理由とする学生等の割合は、前年度に比べて増加しており、子どもたちの将来への進路選択にも影響を及ぼしている。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化した学生への対応として、学びの継続のための学生支援緊急給付金が創設されたが、令和 4 年度における事業の継続は示されていない。また、高等教育の修学支援新制度や高等学校等就学支援金制度についてもさらなる充実が求められるなど、全ての意欲ある学生が安心して教育を受けられるようにするためには、今後もこれらの制度の充実が必要である。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数 改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

本県を含む我が国の1クラス当たりの児童生徒数は、国際的な比較において多い水準にある。

このような中、小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間で計画的に35人に引き下げられることとなったが、令和4年度の教職員定数は十分なものとはいえず、中学校や高等学校等での引下げについても示されていない。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、更なる学級編制の標準の引下げと、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、学校における働き方改革が叫ばれる中、人的配置のための予算措置をはじめとする財政措置はいまだ不十分である。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減や、感染対策やICTを活用した教育に係る費用など保護者の負担も少なくない。また、多くの学校施設が老朽化という課題を抱えるなど、山積する教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、必要な資材やスペースの確保が求められており、それぞれの自治体において十分に確保するためには、国からの財政的支援の充実が不可欠である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前 野 和 美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

教育のICT化が急速に進められ、多くの自治体で一人一台端末が整備されたものの、修繕費や通信費などの経費の公的負担・私的負担の状況は自治体間で異なっている。また、支援員等についても地方財政措置はあるものの、結果として自治体間格差が生じている。教育に地域間格差を生じさせることなく、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 前野和美

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣